

第12次労働災害防止推進計画の重点施策の現状と課題

(平成25年度)

平成26年4月
長野労働局労働基準部
健康安全課

1 計画の重点目標（全産業）

平成25年度からスタートした長野県における第12次労働災害防止推進計画（平成25年度～平成29年度）（以下「12次防推進計画」といいます。）では、全産業の労働災害の減少目標を次のとおり設定しています。

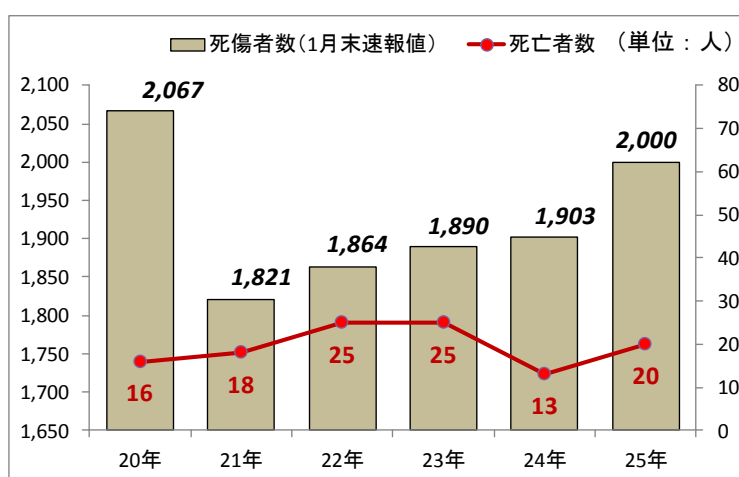
- ① 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上~~の労働災害による死傷者数~~を15%以上減少させる。
- ② 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による~~死亡者数~~を20%以上減少させ、10人以下とする。

2 労働災害の推移

平成25年の休業4日以上~~の死傷者数~~（1月末速報値）は2,000人（対前年同期比5.1%増）で、平成22年以降4年連続の増加となりました。

また、死亡者数は、過去最少であった平成24年に比べて7人の増加となり、死傷者数、死亡者数ともに12次防推進計画の目標達成に向けて厳しいスタートとなりました。【図1】

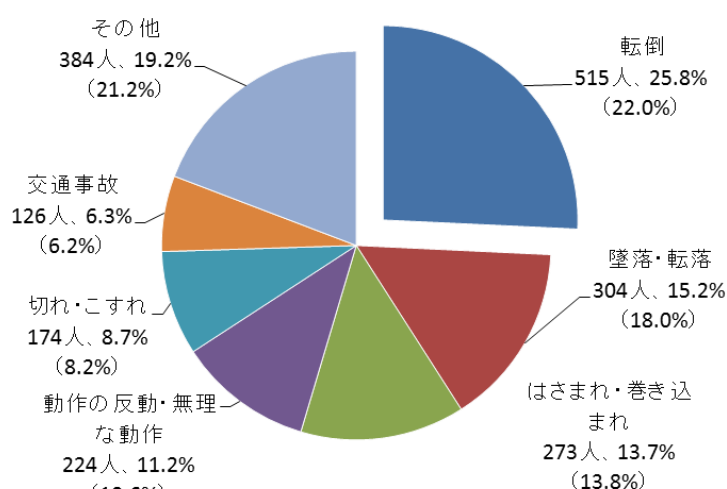
【図1 労働災害の推移】



事故の型別では、「転倒災害」の占める割合がさらに増加し、25.8%（対前年比96人、3.8ポイント増）となりました。このうち、1月から3月に積雪や凍結などの冬季要因により発生した転倒災害は161人（転倒災害の67.1%）となり、前年同期間の67人を大幅に上回りました。

次いで、「墜落・転落」が15.2%、「はさまれ・巻き込まれ」が13.7%、「動作の反動・無理な動作」が11.2%などとなっています。

【図2 事故の型別死傷者数（平成25年）】



3 重点業種の減少目標

重点業種ごとの減少目標は、次のとおり設定しています。

※（ ）内は、前年の数値

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

①第三次産業

労働災害による休業4日以上~~の死傷者数~~を20%以上減少させる。

②陸上貨物運送業

労働災害による休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる。

③製造業

労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる。

④建設業

労働災害による死亡者数を30%以上減少させ、5人以下とする。

4 重点業種における労働災害の動向と課題

(1) 労働災害を減少させるための重点業種

現状【表1、図3】

● 第三次産業

- 第三次産業の労働災害は、全体に占める割合が4割を超えており、高止まりしています。特に、社会福祉施設は4年連続して増加しています。小売業は、平成25年（1月末速報値）は2.2%減少したものの、高水準となっています。また、飲食店は、全体に占める割合は低いものの、平成25年（1月末速報値）は大幅に増加しています。
- 事故の型別では、小売業では「転倒」（40.0%）、「動作の反動・無理な動作」（13.6%）が多く、社会福祉施設でも「転倒」（32.1%）、「動作の反動・無理な動作」（32.7%）がそれぞれ3割を超えています。
- そのほか、平成25年（1月末速報値）は、ビルメンテナンス業が40.6%の増加、通信業が13.2%の増加、旅館業が12.5%の増加となっています。
- 第3次産業では、重大な災害が少ないため安全に対する意識が低い傾向が見られます。

● 陸上貨物運送事業

- 陸上貨物運送事業の労働災害は、1年ごとに増減を繰り返しており、平成25年（1月末速報値）は、全国では増加している中で、重点業種のうち唯一減少（-12.7%）しています。
- 荷役作業時の災害が全体の約7割を占めており、特に、車両やホームからの「墜落・転落」が3割を占めています。交通労働災害が、平成25年（1月末速報値）は倍増しています。

● 製造業

- 製造業の労働災害は、平成25年（1月末速報値）は前年同期比で6.5%増加しています。特に、機械金属工業の労働災害が5.8%増加しています。
- 食料品製造業の労働災害は、平成25年（1月末速報値）は1.7%の増加となり、製造業全体に占める割合は依然として高い傾向が続いています。
- 事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ」が約3割、「転倒」が約2割を占めています。
- 製造業では、生産活動の持ち直しが緩やかに進んでいますが、過去の災害や安全に関する知識、経験を有する世代のリタイヤが進む中で、安全衛生管理体制が手薄になっている懸念があります。

● 建設業

- 建設業の労働災害は、全体に占める割合が約14%まで低下していますが、平成24年から再び増加に転じ、平成25年（1月末速報値）は、前年同期比で0.7%増加しています。
- 事故の型別では、足場等からの「墜落・転落」災害が3割を超えています。

➤ 建設業では、建設需要の増加等に伴い技能労働者をはじめとして人材不足が生じており、人材の質の維持や現場管理に支障をきたす懸念があります。

課題

- 12次防推進計画の目標達成に向けて、労働災害が増加している第三次産業（特に、小売業、社会福祉施設、飲食店）、製造業（特に、機械金属工業、食料品製造業）、建設業と、12次防推進計画の重点業種である陸上貨物運送事業を重点に、引き続き効果的な取組を進める必要があります。
- また、平成25年度から展開している「信州・危険の「見える化」推進運動」の定着を目指して、より効果的な取組を進める必要があります。

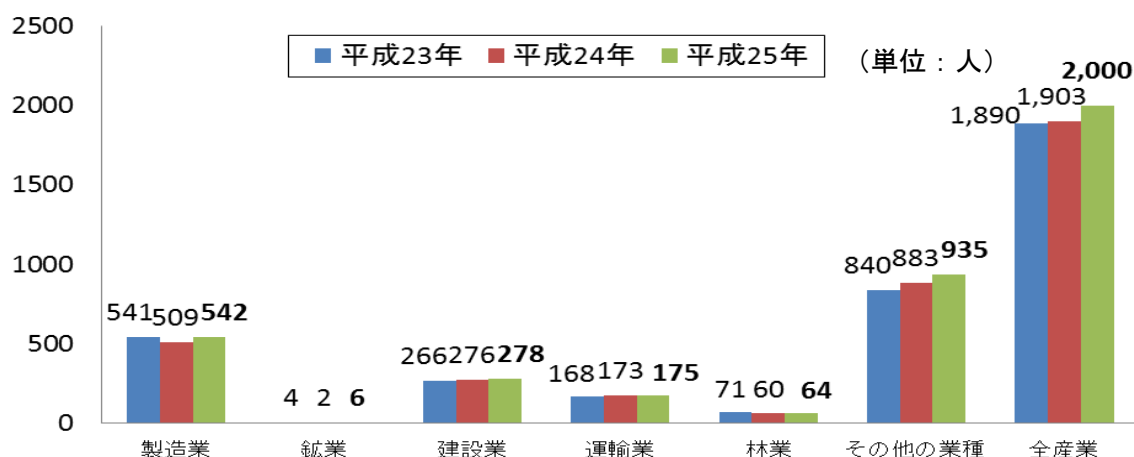
【表1】業種別の死傷者数及び構成比の推移 (単位：人)

業種	平成14年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年(1月速報)	災害増減率
全業種	2,144 (100%)	2,096 (100%)	2,067 (100%)	1,821 (100%)	1,864 (100%)	1,890 (100%)	1,903 (100%)	2,000 (100%)	+5.1%
建設業	504 (23.5%)	378 (18.0%)	337 (16.3%)	289 (15.9%)	295 (15.8%)	266 (14.1%)	276 (14.5%)	278 (13.9%)	+0.7%
製造業	657 (30.6%)	601 (28.7%)	606 (29.3%)	452 (24.8%)	490 (26.3%)	541 (28.6%)	509 (26.7%)	542 (27.1%)	+6.5%
食料品製造業	177 (8.3%)	182 (8.7%)	182 (8.8%)	176 (9.7%)	171 (9.2%)	183 (9.7%)	181 (9.5%)	184 (9.2%)	+1.7%
機械金属工業	251 (11.7%)	257 (12.3%)	262 (12.7%)	162 (8.9%)	201 (10.8%)	225 (11.9%)	206 (10.8%)	218 (10.9%)	+5.8%
第三次産業	889 (41.5%)	829 (39.6%)	838 (40.5%)	823 (45.2%)	797 (42.8%)	840 (44.4%)	883 (46.4%)	935 (46.8%)	+5.9%
小売業	191 (8.9%)	207 (9.9%)	174 (8.4%)	185 (10.2%)	190 (10.2%)	194 (10.3%)	225 (11.8%)	220 (11.0%)	-2.2%
社会福祉施設	49 (2.3%)	86 (4.1%)	96 (4.6%)	113 (6.2%)	110 (5.9%)	125 (6.6%)	137 (7.2%)	159 (8.0%)	+16.1%
飲食店	48 (2.2%)	44 (2.1%)	60 (2.9%)	46 (2.5%)	56 (3.0%)	49 (2.6%)	47 (2.5%)	60 (3.0%)	+27.7%
陸上貨物運送業	121 (5.6%)	155 (7.4%)	151 (7.3%)	111 (6.1%)	126 (6.8%)	118 (6.2%)	126 (6.6%)	110 (5.5%)	-12.7%

※災害増減率は、平成24年1月速報との比較。()は全体に占める割合。

※機械金属工業は、鉄鋼・非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具の各製造業合計。

【図3】業種別労働災害の推移



(2) 重篤な労働災害を防止するための重点業種

現状【表2～5、図4、5】

- 死亡災害は、平成24年は大幅に減少し過去最少となったものの、平成25年には再び増加に転じ、20人となりました。
- 業種別では、建設業（8人）、林業（4人）で多発し、特に、林業は過去5年間で最多となりました。
- 事故の型別では、「墜落・転落」（30.0%）、「激突され」（20.0%）、「交通事故」（15.0%）の順に多く発生しています。
- 過去5年間で、「墜落・転落」、「激突され」による死亡災害の半数は建設業で発生しており、足場等の高所からの墜落・転落によるものが約3割、移動式クレーン、車両系建設機械等の重機に起因するものが約2割を占めています。

課題

- 建設業では、墜落・転落災害の防止、クレーン・車両系建設機械等の重機災害の防止を重点に、また、林業では、伐木作業時の災害防止対策、平成26年6月から施行される改正労働安全衛生法（車両系木材伐出機械関係）の周知などを重点に取り組む必要があります。

【表2】業種別死亡災害の動向

(単位：人)

	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年 (1月速報)
建設業	14	6	7	9	11	10	7	8
製造業	4	3	0	0	4	5	2	2
陸上貨物運送業	6	5	0	1	0	2	0	0
林業	0	0	3	1	3	1	1	4
卸売・小売業	2	2	1	3	0	2	0	1
全業種	33	20	16	18	25	25	13	20

【表3】主な事故の型別死亡災害の動向

(単位：人)

	墜落・転落	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故
平成22年	4 (16.0%)	6 (24.0%)	1 (4.0%)	7 (28.0%)
平成23年	6 (24.0%)	4 (16.0%)	4 (16.0%)	6 (24.0%)
平成24年	5 (38.5%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
平成25年 (1月速報)	6 (30.0%)	4 (20.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)
4年間の合計	21 (25.3%)	16 (19.3%)	7 (8.4%)	17 (20.5%)

【表4】建設業における事故の型別内訳

(単位：人)

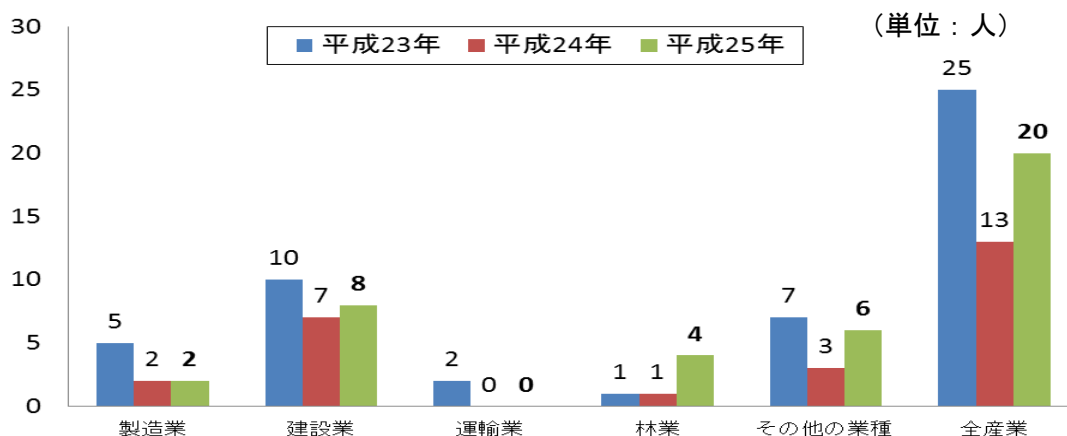
事故の型別	21年	22年	23年	24年	25年 (1月速報)	5年間の 合計
墜落・転落	101 (34.9%)	114 (38.6%)	92 (34.6%)	91 (33.3%)	87 (31.3%)	485 (34.5%)
切れ・こすれ	31 (10.7%)	34 (11.5%)	32 (12.0%)	32 (11.6%)	32 (11.5%)	161 (11.5%)
はさまれ・巻き込まれ	34 (11.8%)	31 (10.5%)	36 (13.5%)	37 (13.4%)	32 (11.5%)	170 (12.1%)
転倒	20 (6.9%)	24 (8.1%)	25 (9.4%)	21 (7.6%)	27 (9.7%)	117 (8.3%)
飛来・落下	27 (9.3%)	23 (7.8%)	23 (8.6%)	19 (7.6%)	22 (7.9%)	114 (8.1%)
その他	76 (26.3%)	69 (23.4%)	58 (21.8%)	76 (27.5%)	78 (28.1%)	357 (25.4%)
合計	289 (100%)	295 (100%)	266 (100%)	276 (100%)	278 (100%)	1,404 (100%)

【表5】建設業における死亡災害の事故の型別・起因物別内訳

(単位：人)

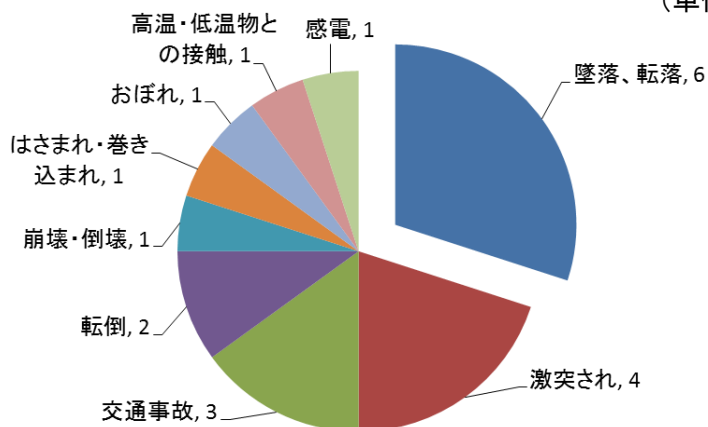
事故の型・起因物	21年	22年	23年	24年	25年 (1月速報)	5年間の合計
墜落・転落	4	3	3	1	1	12
足場	1					1
足場以外	3	3	3	1	1	11
クレーン・建設機械	1	2	3	3	2	11
その他	4	6	4	3	5	22
建設業合計	9	11	10	7	8	45

【図4】業種別死亡災害の推移



【図5】事故の型別死亡災害の発生状況（平成25年）

(単位：人)



5 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) 職場のメンタルヘルス対策

12次防推進計画では、職場のメンタルヘルス対策について次のとおり目標を設定しています。

平成29年までに、以下の目標の達成を目指す。

■ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 (※)

- 労働者数 30人～49人 60%以上
- 労働者数 50人以上 80%以上
- 合計 **70%以上**

※ メンタルヘルス対策に係る以下の取組のうち、**4項目以上**取り組んでいる事業場の割合。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① 衛生委員会等での調査審議 | ⑤ 管理監督者への教育研修の実施 |
| ② 心の健康づくり計画の策定 | ⑥ 労働者からの相談体制の整備 |
| ③ 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任 | ⑦ 職場復帰支援体制の整備 |
| ④ 労働者への教育研修の実施 | |

現状【表6、7】

- 精神障害、脳・心臓疾患の労災認定件数は、近年同水準で推移しており、大きな減少が見られません。また、職場内の様々なストレス、いじめ・パワーハラスメント等に関する相談は増加傾向にあります。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、伸びが鈍化しています。

課題

- 取組が遅れている中小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策を推進するとともに、過重労働による健康障害防止対策に取り組む必要があります。
- メンタルヘルス対策では、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境の改善、ストレスチェックによる気づきの促進と医師等による適切な対応が重要です。ストレスチェック制度の創設などが盛り込まれた改正労働安全衛生法の成立後は、その周知を図る必要があります。
- 平成26年度から新たにスタートする産業保健活動総合支援事業の周知をはじめ、事業場における産業保健活動を支援していく必要があります。

【表6】 脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移

疾病	15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
脳・心臓疾患	2	2	5	1	2	2	2
精神障害	1 (1)	2 (1)	2 (1)	4	4 (1)	4	4 (2)

※ () 内は自殺者の内数

【表7】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場割合の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	24年度
メンタルヘルスの取組(4項目以上)	30人～49人	16.8%	23.6%	31.8%	32.7%
	50以上	34.4%	49.5%	62.2%	59.2%
	合計	25.1%	36.3%	47.1%	47.3%
メンタルヘルスの取組(1項目以上)	30人～49人	37.7%	47.2%	58.8%	59.1%
	50以上	63.6%	76.3%	88.3%	87.8%
	合計	49.9%	61.4%	73.6%	75.0%

※各年度の数値は、翌年度に提出された「安全衛生年間計画書」を集計したもの

(2) 化学物質による健康障害防止対策

現状【表8、9】

- 化学物質に係る業務上疾病は、近年一けた台で推移していますが、フッ化水素酸の誤飲による死亡災害や一酸化炭素中毒などが発生しています。

課題

- 特定化学物質障害予防規則などの特別規制の有無にかかわらず、化学物質に係るラベル表示やSDS（安全データシート）の交付・入手の徹底、リスクアセスメントの実施をはじめとした自主的管理の促進など化学物質による健康障害を防止するための対策を計画的に推進する必要があります。

【表8】化学物質による業務上疾病発生件数の推移 (単位：人)

	14年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
化学物質による職業性疾病発生件数	4	10	6	4	7 (2)	4	4 (1)	4

() 内は死亡で内数。

【表9】化学物質に係るリスクアセスメントの実施率の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施率	14.8%	22.7%	21.7%

(3) その他の職業性疾病対策

① 腰痛予防対策

- 腰痛全体の約4割を占める保健衛生業（特に、社会福祉施設）に対して、重点的に腰痛予防対策を推進する必要があります。

【表10】腰痛（労働災害）の発生件数の推移 (単位：人)

	14年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
業務上疾病	112	122	133	107	93	129	131	134
腰痛件数	68 (60.7%)	80 (65.6%)	94 (70.7%)	84 (78.5%)	62 (66.7%)	75 (58.1%)	95 (72.5%)	93 (69.4%)

() 内は業務上疾病に占める割合

② 熱中症予防対策

12次防推進計画では、熱中症の予防対策について次のとおり目標を設定しています。

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場における熱中症による休業4日以上労働災害による**死傷者数（5年間の合計値）を20%以上減少**させる。

現状【表 11】

- 平成 25 年に発生した熱中症（休業 4 日以上）は 9 人で、うち建設業では 1 人が死亡しています。

課題

- 建設業、警備業、製造業など、夏季に暑熱な環境下で作業を行う事業者に対して、WBGT 値（暑さ指数）の活用等による予防対策の実施を指導する必要があります。

【表 11】職場における熱中症の発生件数（5 年間の合計値）の推移（単位：人）

	平成 14～ 18 年	平成 15～ 19 年	平成 16～ 20 年	平成 17～ 21 年	平成 18～ 22 年	平成 19～ 23 年	平成 20～ 24 年	平成 25 年
熱中症件数	5	6	7	7	11	14	19	9(1)

() 内は死亡で内数。

③ 石綿による健康障害防止対策

- 建築物の解体作業について、改正石綿障害予防規則等に基づく措置の実施を指導する必要があります。また、長野県をはじめとする地方自治体との連携を進め、関係法令等の周知と隔離の際の漏えい防止措置等の適切な実施を図る必要があります。

④ じん肺予防対策

- 第 8 次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業及びずい道等の建設工事における粉じん障害防止対策を推進する必要があります。

⑤ 受動喫煙防止対策

- 労働安全衛生法の改正の動向を注視しつつ、職場での全面禁煙、空間分煙、換気等による有害物質濃度の低減等の措置の実施、及び中小規模事業場に対する支援制度の活用促進を図る必要があります。

【表 12】職場における受動喫煙防止対策の取組状況（平成 24 年度）

	全面禁煙	分煙	合計
30 人～49 人	17%	73%	90%
50 人以上	17%	79%	96%
合計	17%	76.3%	93.3%

※数値は、平成 25 年度に提出された「安全衛生年間計画書」を集計したもの

6 平成 25 年度における取組の概要

- 労働災害が増加している業種を中心に、監督指導、個別指導及び集団指導等を実施しました。
- 「信州・危険の「見える化」推進運動」普及促進会議を設置し、推進運動の実施要綱に基づく取組について関係団体等に対して周知、協力等を要請しました。
- 労働災害を防止するためのポイントや危険の「見える化」に係る事例等を掲載した「健康安全壁新聞」を全 8 業種について作成し、関係団体等に配布するとともに、ホームページ等による周知広報を行いました。
- 労働災害が増加している業種について、関係団体に対して労働災害を減少させる取組の実施について緊急要請を行いました。
- 全国安全週間期間中や年末を中心に、局署の幹部職員等による安全パトロールを実施し、安全対策の徹底と安全意識の高揚を図りました。
- 10 月から 12 月まで「信州・90 日間無災害運動」を展開し、研修会やパトロールを実施するなど労働災害防止のための集中的な取組を実施しました。
- 積雪・凍結等の冬季要因による転倒災害を防止するため、転倒災害が多発傾向にある業種を中心に、対策のポイントをまとめたリーフレットを配布し、研修会を実施しました。
- 建設業の新規参入者や新規入場者等を対象として、建設現場の基本的な安全対策等について研修会を実施しました。
- 化学物質を取り扱う事業場に対して、監督指導、個別指導、集団指導を実施し、改正された特定化学物質障害予防規則等の周知徹底を図りました。
- メンタルヘルス対策推進計画に基づき、取組が遅れている事業場を重点に個別指導等を実施しました。
- 第 8 次粉じん障害防止総合対策推進計画に基づき、粉じんが発生する事業場に対して監督指導等を実施しました。
- その他、過重労働対策、石綿対策、熱中症予防対策、受動喫煙防止対策について個別指導や集団指導を実施しました。

7 平成 26 年度における取組方針

(1) 労働災害を大幅に減少させるための重点施策

- 12 次防推進計画の目標達成に向けて、労働災害防止団体、業界団体との連携・協働により効果的、効率的な取組を推進します。
- 危険の「見える化」の取組について好事例を収集し、普及促進を図るなど信州・危険の「見える化」推進運動の更なる定着を図ります。
- 労働災害が増加している第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）、製造業（特に機械金属製造業、食料品製造業）、建設業、林業及び 12 次防推進計画の重点業種である陸上貨物運送事業を重点に、転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ災害、伐木作業時の激突災害及び腰痛等の防止対策を推進します。

(2) 化学物質による健康障害防止対策

- 化学物質を取り扱う事業場に対して特定化学物質障害予防規則等の関係法令の遵守徹底を図るとともに、危険有害性情報の確実な伝達により、特別規制の対象となっていない化学物質についても適切なばく露防止措置の実施を指導します。

(3) 職場のメンタルヘルス対策及び産業保健対策

- 取組が遅れている中小規模事業場を中心に、管理監督者等に対する教育研修の実施、ストレス要因の把握と対応、職場復帰支援等の指導を計画的に行います。
- 「産業保健活動総合支援事業」の周知を図るとともに、事業の実施者や関係医師会等と連携し、小規模事業場での産業保健活動やメンタルヘルス対策を促進します。

(4) 職業性疾病の予防対策

- 第8次粉じん障害防止総合対策に基づくじん肺予防対策、建築物等の解体作業における石綿ばく露防止対策、熱中症予防対策、職場における受動喫煙防止対策等を推進します。

「信州・危険の『見える化』推進運動」について

(期間：平成25年度～平成29年度)

■趣旨

長野労働局では、平成25年度を初年度とする「長野県における第12次労働災害防止推進計画（5か年計画）」（以下「12次防推進計画」といいます。）を策定し、労働災害全体の減少目標に加えて重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的な取組を推進することとしています。また、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など全ての関係者が、「働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならない」という意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解することにより、「誰もが安心して健康で働くことができる労働環境」の実現を目指すこととしています。

この運動は、12次防推進計画の目標を達成するため、危険有害性情報の伝達による情報共有の促進をはじめとした職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント（危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じること）等の自主的取組の普及促進を進めることにより、「みんなの安心・健康職場」の実現、さらには経営トップや労働者のみならず、社会全体の安全・健康意識の高揚を目指すものです。

このため、長野労働局、管下の各労働基準監督署、各労働災害防止団体、業界団体、安全衛生の専門家などの関係者が、連携・協働して、労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、職場において危険有害性の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開することとしています。

～スローガン～

『危険有害性の「見える化」を進め、みんなで目指そう信州一の安心・健康職場！』

■主唱者 長野労働局、管下労働基準監督署

■協賛者 (一社)長野県労働基準協会連合会、建災防長野県支部、陸災防長野県支部、林災防長野県支部など22団体

■協力者 (一社)長野県経営者協会、連合長野、長野県中小企業団体中央会、(一社)長野県建設業協会、(公社)長野県トラック協会など7団体

■主な実施事項

- 機械に関する危険性等の情報及び化学物質等に関する危険性又は有害性等の情報の入手、当該情報に基づくリスク評価の実施及び危険個所の表示等危険有害性の「見える化」の促進、リスクアセスメント等の自主的取組の実施、あんぜんプロジェクトへの参加登録及び「『見える』安全活動コンクール」への応募の勧奨等
- 事業場における危険有害性の「見える化」等の実施支援
- 危険有害性の「見える化」等の取組の必要性等について、ホームページの活用等、効果的な広報の実施
- 危険有害性の「見える化」等を促進するための研修会、講習会の実施
- 労働者への教育研修の実施
- メンタルヘルス不調者を発生させないための職場環境の改善等
- 定期健康診断の確実な実施と保健指導等の事後措置の徹底
- 職場における受動喫煙防止対策の推進